

第

問

1. 甲がVの自宅の屋根に火をつけた新聞紙を放り投げたVの自宅の屋根を燃やした行為に、現住建築物放火罪(刑法108条)が成立したか。

2. 甲の行為時、Vは自宅におらず、他の者もいなかったため、「現に人がいる建築物」の「人」には、犯人は含まれない。甲の行為時、Vは自宅におらず、他の人もいない状態であったため、「現在住居ではない」。「現に人が住居に使用」とは、人の起居侵食の用に供されていることといい、Vは自宅として~~家~~建築物を利用していたのであるから、現住性を満たす。Vが^放火行為中で自宅にいなかったとしても、現住性はその利用態様により認められるから、影響がない。また、~~他~~「~~人~~が現に住居に使用...^{現に住居に使用}」といえる。

3. 「~~強~~焼損」とは、火が~~自由~~媒介物を離れて独立に燃焼するに至ることをいう。甲は新聞紙を~~自由~~媒介物に火をつけて屋根に投げ、火はそれを離れて^{独立に}屋根を燃焼するに至っているといえるから、「~~強~~焼損した」といえる。

3. 再因果関係は、あればいいがこれなしの条件関係を前提に、~~又~~罰範囲の適正確保のため、~~法的~~因果関係が必要である。法的因果関係は行為の危険が結果へと現実化したといえるときに認められる。

甲が火をつけた新聞紙を放り投げなければ、Vの自宅が燃えることはなかったといえ、条件関係が認められる。また、~~強~~焼損の結果は、火をつけた新聞紙を投げた屋根に直接接触させるといふ行為の危険が現実化したものといえる。よって、因果関係が認められる。

4. (I) 甲は、かねてからの恨みをもっており、その仇を返したという目的のため行為に及んでおり、上記についての認識・認容があるため、故意が認め

(第 問)

1
りけり。

2
(2)に投入

3
故意とは、犯罪行為となる構成要件についての認識誤認をいう。

4
4 主として、^{以上} 現^存 建物放火罪の既遂罪に成立する。